

事 務 連 絡  
平成24年3月30日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

医薬品等輸入手続質疑応答集（Q&A）について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（以下「医薬品等」という。）の輸入手続については、「医薬品等輸入監視要領の改正について」（平成22年12月27日付薬食発1227第7号厚生労働省医薬食品局長通知）により実施されているところです。今般、「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q&A）」を別添のとおりとりまとめましたので、貴管下関係業者に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の発出に伴い、平成23年3月31日付事務連絡「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q&A）について」は廃止いたします。

また、本事務連絡の写しを関係団体あてに送付しますので、念のため申し添えます。

